

1 地域における技能振興事業の実施	
<p>(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等</p>	<p>① 技能五輪全国大会の予選の実施 関係団体に協力を仰ぎ、技能五輪全国大会も含めて選手募集・観客募集の広報を行う。 ○ 実施予定職種：日本料理職種 ○ 実施予定期間：12月</p> <p>② 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に当地域の中小企業・教育訓練機関等の若年技能者が選手として参加する場合、当該選手とその指導者の参加旅費及び道具等の運搬費を援助する。 ○ 技能五輪全国大会 選手、指導者：各2名程度 ○ 若年者ものづくり競技大会 選手、指導者：各1名程度</p>
<p>(2) 卓越した技能者(現代の名工)の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援</p>	<p>令和4年度の卓越した技能者の被表彰者を紹介するコンテンツ作成を支援するため、中央技能振興センター(以下、センターという。)が示す編集方針に沿って、被表彰者のプロフィールや仕事に対する思い、若者に伝えたいこと等を当県の被表彰者に取材を行う。</p>
<p>(3) 「地域発! いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応</p>	<p>両事業のいずれかの認定を受けた事業者から、認定内容の変更・廃止等の相談を受けた場合は、センターと連携して必要な情報を提供する。</p>
2 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務	
<p>(1) ものづくりマイスターの開拓</p>	<p>実技指導のニーズが見込まれる職種のものづくりマイスターの開拓を、活動が自由となる定年退職後の人材などを候補者として、新たな認定要件が示される予定の下半期から行う。</p>

<p>(2) ものづくりマイスターへの説明</p>	<p>ものづくりマイスターの認定申請を行う者に対して、本事業の説明を行い、特に実技指導に当たる前に、センターが定める免除基準に該当する場合を除き、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知する。</p> <p>また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かの意思確認作業を年度当初から行い、継続して活動する意思がある場合には、該当者に対し最新の指導技法等講習を行うか、最新版のテキストや事例集等を提供し、指導技法の質を確保する。</p>
<p>(3) 申請書類等の取りまとめ</p>	<p>ものづくりマイスターの認定申請書類を確認、取りまとめセンターへ提出、認定委員会の結果通知及び認定書の送付等一連の業務を行う。</p>
<p>(4) ものづくりマイスター等に対する研修</p>	<p>新たに認定されたものづくりマイスターに対し、指導技法等講習を実施する。指導技法等講習は年2回、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施する。講習に必要な資料はセンターより取り寄せ、ものづくりマイスターによる指導技法が全国的に均一化できるよう、指導技能の質の確保・向上を図り、必要に応じて個人情報保護、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇面の知識付与や、実技指導派遣元の意見を踏まえた研修を行う。</p> <p>また、地域若者サポートステーションでのものづくりの魅力発信を実施する場合、配慮を必要とする場合があるため、平成27年度の成果物を活用して派遣前に必要な研修を行う。</p>

3 ものづくりマイスターの活用に係る業務

<p>(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等</p>	<p>技能検定の実技試験問題や、技能競技大会の課題等を活用した、若年技能者の人材育成に係る取組方法、訓練施設・設備等のコーディネートを行う。</p> <p>また、技能検定3級の受検資格付与に関し、「技能検定の受検資格について（平成30年1月4日付け開発 0104 第1号）」のとおり、受検資格付与の対象となる者の要件や必要な手続きの確認を促す。</p>
<p>(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施</p>	<p>① 中小企業及び業界団体への派遣</p> <p>中小企業・業界団体の若年者（主に15歳から35歳未満）に対する指導の要請を受けて、ものづくりマイスターの派遣を実施。</p> <p>指導内容は、技能検定2～3級相当の指導レベルとするが、派遣対象企業等のニーズに応じて柔軟に対応する。</p> <p>② 工業高校等学校への派遣</p> <p>工業高校等学校の生徒等に対しては、技能検定3級程度のレベルを目安として実施する。また、技能検定3級の受検資格付与を希望する者に対し「技能検定3級試験の受検資格付与に係る確認書」に、ものづくりマイスターが実施した実技指導受講の結果、確認書の各項目についてチェックし、安全に作業ができるか否かを判定する。</p> <p>③ 不特定多数の者に対する指導</p> <p>若年者を始め、広く国民にもものづくりの素晴らしさ、重要性をより深く浸透させ、将来の進路にもものづくりの分野への入職という選択肢を付与し、技能者の裾野を広げるため、公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等において、不特定多数の者に対して指導等を行う。対象は、小中学生及びその保護者等とし、年齢層に応じた実技指導やものづくり体験を年3回程度、実施する。</p>

(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信	地域関係者の協力を得て、ニートの若者等に対する就労支援等を推進している「地域若者サポートステーション事業」で実施する支援において、協力要請があれば積極的に実施の検討を行い、「地域若者サポートステーション」の支援対象者に対してものづくりマイスターを派遣し、ものづくり体験等を行う。
(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業	ものづくりマイスターの対象分野に該当しない場合などで、企業や工業高校等学校から要請があれば、熟練技能者を派遣し実技指導等を実施する。
4 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営	
(1) 連携会議の設置	地方公共団体、労働局、経済団体等をメンバーとする連携会議を設置し、和歌山県の産業特性や就業構造等を踏まえた技能振興の取り組みや、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の検討及び進捗状況の管理等を行う。
(2) 連携会議の開催回数	連携会議を年度2回開催し、1回目は年度当初に厚生労働省との契約に基づき、事業内容等を盛り込んだ推進計画を策定し決定する。2回目は年末において令和4年度の事業実施状況及び次年度に向けた改善事項等を報告する。 いずれも取りまとめ後、センターに報告する。
5 全国斉一的な事業展開の担保	
(1) 全国斉一的な事業展開	センターとコーナーが密接に連携し、円滑に全国斉一的な事業展開を図るため、全国会議やブロック会議、職員研修等に参加する。
6 目標	
(1) 成果目標	<p>① ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度 90%以上</p> <p>② ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に生かせるとした受講生の割合 90%以上</p> <p>③ ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合 90%以上</p>

<p>(2) 活動目標</p>	<p>① ものづくりマイスターの活動数 1,500人日以上 (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業：8社、320人日 ○ 業界団体：3団体、60人日 ○ 工業高校等学校：3校、300人日 ○ 不特定多数への指導：18職種、810人日 ○ 若者に対するものづくりの魅力発信：10人日 <p>② ものづくりマイスターの新規認定数 3人</p>
-----------------	--